

1. 改姓(名)届

住職は、所属する僧侶の僧籍台帳記載事項に変更があったときは、直ちに総局に届け出なければなりません。 [僧侶規程3①]

(1) 届出者

住職(住職代務)が、現在僧籍台帳に登録されている衆徒の氏名(改姓名する前の氏名)を明記して届け出ます。

(2) 添付書類 戸籍抄本

[註] 戸籍抄本は、改姓名の事実(届出年月日等)が記載されているものを添付します。